

○古物商の許可

(第3条)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

平成30年10月24日 令和2年4月1日

令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第3条
処分の概要	古物商の許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法第4条(許可の基準)、第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請)、第2条(古物の区分)
審査基準	古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	40日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長